

令和7年度
教育努力目標・指示事項

高槻市教育委員会

はじめに

令和6年12月25日、文部科学大臣が中央教育審議会に対し、「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について」の2つの諮問をしました。これにより、次期学習指導要領の改訂に向けた教育課程と、教員を取り巻く環境などの教育条件整備についての論議が同時に進められます。「子ども達のよりよい教育の実現」と「教員の働き方改革」の両立を、どのように考えていくかが大事な視点となります。

「子ども達のよりよい教育の実現」のために、公教育の要である教員を取り巻く環境を整備し、本来担うべき学習指導、生徒指導に注力できるようにすることは、喫緊の課題です。そのために、前例や固定観念にとらわれず、様々な視点から教員の仕事を見直し、高度専門職として、教職生涯全体を通じて学び続けることができるよう、時間を確保・充実させていく必要があります。

これまでの取組を見直す際には、取組本来の目的に照らして、本当に子どものために、とりわけ、不利な環境に置かれている子どものためになっているかを立ち止まり考えてみる必要があります。学校は、「全ての子ども達が平等に学ぶことができる場」です。働き方改革が世間の耳目を集める今こそ、公教育に携わる私達は、その使命と役割を自覚しなければなりません。

子ども達は、授業で、自分の生活経験や既習の知識と、新しく学んだ内容を関連付け、「なるほど、わかった」と情動を伴いながら理解します。思考する力を育てるには、複数の視点から自ら深く考える経験が必要であり、それを助けるのが他者との対話です。授業づくりは、いかに子ども達を教材に出会わせ、没頭させ、さらにその先にもっと学びたいと思わせるかが重要であり、そのために、教員は教材研究を行います。また、子ども達は、毎日通う教室で、様々な意見の違いを調整し、責任を引き受け、失敗をしながらも一つのことをやり遂げるなどの経験を通して、人間性を育てていきます。教職の魅力ややりがいは、このような人間を育てる専門職としての仕事を通して得られるものです。

令和6年5月に設置した「高槻市学校教育審議会」では、本市の目指す教育についての議論を深め、義務教育学校の設置の在り方について、令和7年度に答申をいただく予定としています。答申を踏まえ、将来的な義務教育学校の設置を見据え、義務教育9年間の系統性・

連続性のある教育の確実な実施に向けた検討を進めます。令和7年度には「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」が、全ての中学校区に設置されます。学校運営協議会において、校長が示す学校運営の基本方針が承認されることを通して、保護者や地域と協働した教育を推進できるものと考えています。

本書は、令和3年度から10年間の本市教育の方向性を示す「第2期高槻市教育振興基本計画」を進めていくための年度ごとの実施計画として位置付けています。「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という学習指導要領の基本理念のもと、全ての子ども達の安全・安心な日常を保障しながら、地に足をつけた堅実な教育活動を積み重ねていくことが必要であり、義務教育を中心に、幼児教育・家庭教育・社会教育において、教育委員会事務局と市長部局とが丁寧に連携し、「第2期高槻市教育振興基本計画」を着実に進めていきます。

各学校園におきましては、令和7年度の教育努力目標および指示事項を十分に理解した上で教育課程を編成し、「人や社会とつながり、学び続け、よりよい自分と社会を創る」市民の育成に向けて、教育の推進に努めていただくようお願いします。

目次

第1章 高槻のめざす教育	4	
第2章 令和7年度 具体的目標・指示事項	8	
目標1-1 確かな学力の育成.....	8	
1 9年間を見通した教育課程の編成と実施	2 きめ細かな学習指導の充実・推進	
3 学び続ける力を育成するための学習指導の推進	4 一人一人に応じた教育・支援の推進	
5 ICT機器を活用した教育の充実・推進	6 学校図書館を活用した学習活動の推進	
目標1-2 豊かな心の育成.....	16	
1 道徳教育の推進	2 キャリア教育・シティズンシップ教育の推進	
3 人権教育の推進	4 生徒指導の推進	
目標1-3 健やかな体の育成.....	25	
1 安全教育の充実・推進	2 健康教育の充実・推進	
3 運動に親しむ機会の充実と体力の向上の推進		
目標2-1 学校力の向上.....	30	
1 安全・健康対策の充実・推進	2 学校の組織力の向上	
3 教職員の資質・能力の向上	4 教育環境の整備	
5 小中一貫教育の推進	6 「地域とともにある学校づくり」の充実・推進	
7 幼児教育等の充実		
目標2-2 家庭力の向上.....	41	
1 家庭教育の推進	2 P T Aとの協働と活動支援	3 福祉機関等との連携
目標2-3 地域力の向上.....	42	
1 地域等との協働の推進	2 青少年健全育成の推進	3 公民館・図書館の充実

第1章 高槻のめざす教育

(第2期 高槻市教育振興基本計画)

(1) めざす社会像の設定

本市の上位計画である第6次高槻市総合計画では、将来の都市像を設定し、その実現に向けて、まちづくりの方向性を示しています。本計画においては、その将来の都市像とその構成員となる人間像をまとまりのある社会像としてとらえ、理想とする「めざす社会像」を設定しました。

高槻の教育がめざす社会像

「多様な人々と協働しながら、一人一人が活躍し、
安全で安心して豊かに暮らせる社会」

(2) めざす子ども像の設定

本計画において、「めざす子ども像」は、「めざす社会像」の構成員として、急激に変化する時代の中で、学校教育がめざす子どもの姿を示すものです。さらにその「めざす子ども像」を実現するために、4つの「つきたい力」を設定しました。

高槻の教育がめざす子ども像

「人や社会とつながり、学び続け、よりよい自分と社会を創る子ども」

(3) つきたい4つの力

「めざす子ども像」を実現するため、急激に変化する時代の中にあっても、他者と連携・協働し、生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力、つまり「社会参画力」を子ども達が身に付けられるように、4つの「つきたい力」を設定しました。

学校教育分野を中心にとらえつつ、大人を対象とした施策が軸となる社会教育分野についても、家庭や地域を構成し、自らも地域づくりの主体となる大人を育む視点から、取組を掲げています。

体

つけたい4つの力

知

たかめる力

- 健康で安全な生活を保持・増進しようとする力
- 運動を通じ、心身ともにたくましく生きる力
- 生涯にわたって運動やスポーツに親しむ力

かंगाえる力

- 基礎的・基本的な知識・技能を身に付け、これらを活用し課題を発見し、解決する力
- 習得した知識やこれまでの経験を活かし、つなげて考える力
- 自分を見つめ、主体的に学び続ける力

社会参画力

つながる力

- 自然や人、社会とつながり、目標を共有しながら豊かに生きる力
- 自分を大切にし、多様性を尊重し、協働して生きる力
- 高槻に誇りを持ち、よりよい地域や社会、自分の将来を描く力

きりひらく力

- 夢や志を持ち、困難にぶつかってもあきらめず、粘り強くやり抜く力
- グローバルな視野を持ち、新たな価値を創造しようとする力

徳

6つの目標と26の基本施策

めざす子ども像の実現に向けて、6つの目標と26の基本施策を設定しました。

(1) 子どもの社会参画力を育む3つの目標と13の基本施策

子どもにつけたい力を「かんがえる力」、「つながる力」、「きりひらく力」「たかめる力」の4つに整理し、総合的に育成することが、「社会参画力」を育むことにつながります。

目標1-1 確かな学力の育成

目標1-2 豊かな心の育成

目標1-3 健やかな体の育成

(2) 子どもを取り巻く教育力を高める3つの目標と13の基本施策

子どもの「社会参画力」を育むため、子どもを取り巻く教育力を高める3つの目標と13の基本施策を設定しました。

目標2-1 学校力の向上：知・徳・体を育む学校の教育力の向上

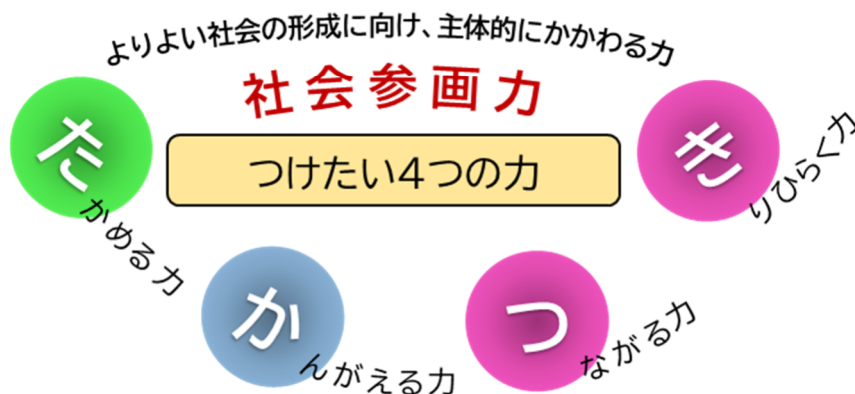
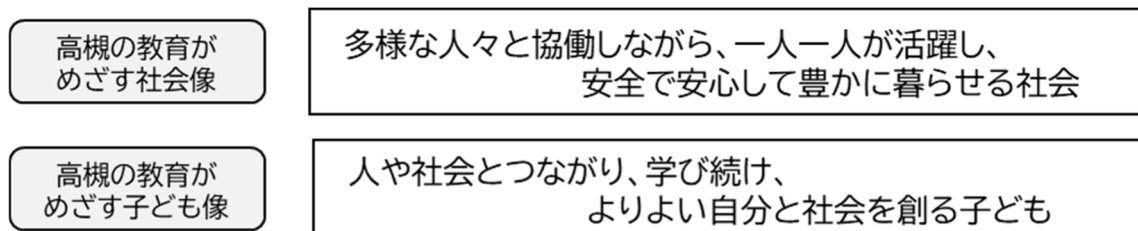
目標2-2 家庭力の向上：望ましい生活習慣、規範意識や学習習慣等を育む家庭教育力の向上

目標2-3 地域力の向上：子どもが多様な人や社会と出会え、実践力を育む地域の教育力の向上

この10年間（令和3年度～令和12年度）で重点的に取り組むべき5つの項目

- 1 安全・安心な学校づくり
- 2 施設一体型小中一貫校の設置
- 3 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進
- 4 ICT機器を活用した教育の充実
- 5 教職員の資質・能力の向上

(3) 教育振興基本計画体系図



目標1-1 確かな学力の育成

- 1 9年間を見通した教育課程の編成と実施
- 2 きめ細かな学習指導の充実・推進
- 3 学び続ける力を育成するための学習指導の推進
- 4 一人一人に応じた教育・支援の推進
- 5 ICT機器を活用した教育の充実・推進
- 6 学校図書館を活用した学習活動の推進

目標1-2 豊かな心の育成

- 7 道徳教育の推進
- 8 キャリア教育・シティズンシップ教育の推進
- 9 人権教育の推進
- 10 生徒指導の推進

目標1-3 健やかな体の育成

- 11 安全教育の充実・推進
- 12 健康教育の充実・推進
- 13 運動に親しむ機会の充実と体力の向上の推進

目標2-1 学校力の向上

- 1 安全・健康対策の充実・推進
- 2 学校の組織力の向上
- 3 教職員の資質・能力の向上
- 4 教育環境の整備
- 5 小中一貫教育の推進
- 6 「地域とともにある学校づくり」の充実・推進
- 7 幼児教育等の充実

目標2-2 家庭力の向上

- 8 家庭教育の推進
- 9 PTAとの協働と活動支援
- 10 福祉機関等との連携

目標2-3 地域力の向上

- 11 地域等との協働の推進
- 12 青少年健全育成の推進
- 13 公民館・図書館の充実

第2章 令和7年度 具体的目標・指示事項

目標1－1 確かな学力の育成

子ども達が、自分の力や可能性を最大限に伸ばして、未来の社会を担う市民として成長していくためには、何を理解し、何ができるのかといった「知識や技能」の質を高め、それらを活用してこれまで経験したことがない未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」を育成することや、学んだことを人生や社会に生かし、生涯にわたって能動的に「学びに向かう力、人間性等」を涵養することが求められている。

このような学力をつけるために、「自分の将来や社会とのつながりを実感しながら学ぶ」「周りの人との対話や協働を通じて新しい答えを生み出す」「新たに得た知識をそれまで得てきた知識や経験と結び付ける」「こつこつと忍耐強く学び続ける」といった学習に取り組む。

1 9年間を見通した教育課程の編成と実施

【カリキュラム・マネジメントの充実】

<具体的目標>

- ① 地域や学校、児童生徒の実態等を踏まえ、中学校区グランドデザインを策定し、義務教育9年間を見通した教育課程を編成する。
- ② 各中学校区の「めざす子ども像（15歳時の姿）」や教育課程を、保護者や地域と共有し、連携と協働によりその実現を図る。
- ③ 全国学力・学習状況調査の結果等の各種データをもとに、児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、その改善を図るとともに、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

<指示事項>

- (ア) 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、地域や学校、児童生徒の実態等を十分考慮して、中学校区の「めざす子ども像」、「中期的な経営ビジョン」、「各年度の教育目標と重点取組」を設定した中学校区グランドデザインを策定すること。また、その実現に向けて、中学校区グランドデザインを保護者や地域と共有し、それに即して教育課程を編成すること。
- (イ) 小中学校が連携して、9年間の学年の区分を「小学校1年～4年」「小学校5年～中学校1年」「中学校2・3年」の3つのステージに分けた教育課程を編成し、児童生徒の発達の段階に合わせた9年間の連続性のある指導により、義務教育段階で求められる資質・能力を確実に育成すること。
- (ウ) 小中学校の接続期である「小学校5年～中学校1年」については、教科等の学習内容の理解を深め、資質・能力を確実に育成するため、指導の充実を図ること。特に小学校については、教科担任制を活用し、担当教員の指導の専門性の強化を図ること。

- (エ) 生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」や、学びを人生や社会にも生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力をバランス良く育成すること。
- (オ) 学習指導要領に示されている各教科等の内容が当該学年で確実に指導されるよう、授業時数を適切に配当するとともに、年間指導計画に基づき、その進捗管理を行うこと。なお、学校教育法施行規則別表に則って、標準授業時数を大きく上回ることはないよう留意すること。なお、標準授業時数を確保するために、必ずしも週当たり29単位時間の授業を実施する必要はない。また、学校行事についても、その意義や目標を確認し、適切な授業時数を配当すること。
- (カ) 各教科等において補助教材を使用する際には、教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に沿ったうえで、児童生徒の心身の発達に即し、特定の見方や考え方に偏った取り扱いとならないようにすること。
- (キ) 学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を向上させ、社会で出会う新たな課題に対応するための資質・能力を育成するために、学年間や、教科間の学習内容のつながりを意識した教育課程を編成すること。
- (ク) 教育課程の編成にあたっては、学校の組織を生かし、各教職員がそれぞれの役割に応じて十分研究を重ねるとともに、全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力、運動習慣等調査、大阪府中学生チャレンジテスト、大阪府小学生すくすくウォッチ等の結果を活用する等、地域や学校、児童生徒の実態を把握し、教育課程の実施状況を評価して教育指導の充実や学習状況の改善等を図ること。
- (ケ) 教育課程の実施にあたっては、地域等の人的又は物的な資源を効果的に組み合わせて活用し、教育活動の質の向上を図ること。
- (コ) 小学校低学年では、ショートイングリッシュタイム等を実施し、英語の音声や基本的な表現に慣れ親しませること。
- (サ) 感染症や災害の発生等の非常時に、一定の期間児童・生徒がやむを得ず学校に登校できない場合には、指導計画等を踏まえた教員による学習指導と学習状況の把握を、オンライン等を活用して行うこと。

関連施策

<英語教育充実事業>

関係資料等

<小学校・中学校学習指導要領（文部科学省）>
 <小学校・中学校学習指導要領解説（総則編・各教科等編）（文部科学省）>
 <「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（文部科学省）>
 <「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）（文部科学省）>
 <カリキュラム・マネジメントの手引き（大阪府教育委員会）>
 <新学習指導要領のポイント（大阪府教育委員会）>
 <小学校のカリキュラム・マネジメントを円滑に進めるための手引き（大阪府教育委員会）>
 <令和7年度 高槻市立小中学校 教育課程編成基本方針（高槻市教育委員会）>

2 きめ細かな学習指導の充実・推進

(1) 指導体制・研究体制の充実

< 具体的目標 >

- ① 指導内容、指導方法の工夫を行い、質の高い知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等の育成を図る。
- ② 全ての児童生徒が「わかった」「できた」「もっとやりたい」と実感できる授業づくりを推進するため、校内の組織的な研究体制を構築する。

< 指示事項 >

- (ア) 小学校における教科担任制を推進し、専科指導教員による授業や、教員個々の専門性を生かすための交換授業、チームティーチングや少人数・習熟度別授業等、多様な指導体制の効果的な活用により、全ての児童生徒が、わからないことが「わかった」、できないことが「できた」、その結果「もっとやりたい」と実感できる日々の授業づくりに取り組むこと。
- (イ) 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら学びの質を高める「主体的・対話的で深い学び」のある授業づくりに向けて、教科研究を十分に行い、教科指導の充実を図ること。
- (ウ) 学校及び中学校区で、児童生徒の学習課題を踏まえた研究テーマや重点的に研究する教科を設定し、指導内容や指導方法について、研究を推進すること。
- (エ) 言語能力は、全ての教科等における学習の基盤となる資質・能力として重要なものであることから、国語科を中心とした全ての教科で発達の段階に応じた系統的な指導を行い、豊富な語彙の獲得及び文章を正しく理解し、論理的に自分の考えを書く力、話す力等の育成を図ること。その際、学校図書館を効果的に活用すること。
- (オ) 情報活用能力は、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用し、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力であることから、その育成にあたっては、各教科等の特質を生かしつつ、教科等横断的な視点をもって取り組むとともに、ICT環境等や学校図書館を効果的に活用すること。
- (カ) 学習指導の充実にあたっては、学校全体で指導形態や指導体制を工夫し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ること。その際、教員が1人1台端末等のICT環境等を効果的に活用し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行い、児童生徒一人一人の多様なニーズに対応する学習指導や、探究的な学習活動を推進すること。

関連施策

< 35人学級編制事業 >

< 令和7年度教育センター研究校区【子どもも大人も探究し続ける授業づくり】 >

< 学習指導拠点校区 >

関係資料等

< 国語の授業づくりハンドブックⅡ（大阪府教育委員会） >

< ことばのちから活用事例（大阪府教育委員会） >

< 算数・数学の授業づくりハンドブック（大阪府教育委員会） >

< 小学校理科ハンドブック（改訂版）（大阪府教育委員会） >

< 大阪府情報活用能力ステップシート（大阪府教育庁） >

(2) 学習評価の充実

< 具体的目標 >

- ① 児童生徒一人一人に学習指導要領の内容が確実に定着するよう、目標に準拠した評価の妥当性・信頼性を高めるとともに、その評価の結果をもとに、指導内容や指導方法を改善する。

< 指示事項 >

- (ア) 学習指導要領の目標や内容に則した観点別学習状況の評価を適切に行うよう、評価規準や判断基準、評価方法の検討を組織的かつ計画的に行うこと。また、児童生徒や保護者に学習評価について丁寧に説明し、児童生徒の学習の改善につながるものにしていくこと。
- (イ) 学習に入る前に行う評価（診断的な評価）、学習の過程で行う評価（形成的な評価）や学習結果の評価（総括的な評価）を丁寧に言い、その評価の結果をもとに、指導内容や指導方法の改善を行うこと。
- (ウ) 主体的に学習に取り組む態度については、自らの学習状況を把握し、学習方法について振り返り、調整しながら粘り強く学ぼうとしているかどうかを評価すること。

関係資料等

< 学習評価の在り方ハンドブック（文部科学省 国立教育政策研究所） >

< 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（国立教育政策研究所） >

< 学習指導要領（平成29年告示）のポイント【評価編】（大阪府教育委員会） >

3 学び続ける力を育成するための学習指導の推進

< 具体的目標 >

- ① 現代社会の課題を児童生徒が自らの問題としてとらえ、他者と協力しながら課題を解決する等、将来にわたって学び続ける力を育成する。
- ② 家庭、地域、企業等と連携し、授業以外の学習の機会を充実させることで、自学自習力を育成する。

< 指示事項 >

- (ア) 単元や題材等のまとまりごとに、児童生徒が興味・関心や目標をもって取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」のある授業を行うことで、自ら学習方法を試行錯誤し、粘り強く学び続ける力を育むこと。
- (イ) 児童生徒が学ぶ意義を感じられるように、全ての教科等で、実生活や実社会と関連づけ、自分の将来とのつながりを考えて学習する等、キャリア教育の視点を取り入れた学習の工夫を行うこと。
- (ウ) 「総合的な学習の時間」においては、中学校区グランドデザインを踏まえ、目標や内容を設定すること。また、探究のプロセスを重視し、各教科等の学習内容と関連付けながら指導すること。
- (エ) 「特別活動」においては、学習指導要領の内容にある「(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」及び「(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現」の指導を計画的に行い、自己の生活上の課題を解決するために必要な資質・能力を育成すること。

- (オ) 宿題や予習・復習など家庭での学習課題の提示や、発達の段階に応じた学習計画の立て方や学び方の指導を通して、学習習慣や自学自習力の育成に努めること。
- (カ) 「学び up ↑ 講座」や家庭、地域、企業等との連携により、授業以外の学習の機会を提供することで、学習量の確保に努めること。

関連施策

- <小学校家庭学習支援事業「学び up ↑ 講座」>
- <中学校家庭学習支援事業「学び up ↑ 講座」>
- <地域学校協働活動推進事業>

関連資料等

- <全国学力・学習状況調査報告書（国立教育政策研究所）>
- <全国学力・学習状況調査の調査結果を踏まえた理科の学習指導の改善・充実に関する指導事例集(国立教育政策研究所)>
- <キャリア教育に関する総合的研究(国立教育政策研究所)>
- <小中学生に向けた家庭学習教材等について（大阪府教育委員会）>

4 一人一人に応じた教育・支援の推進

(1) 特別支援教育の推進

< 具体的目標 >

- ① 支援学級及び通級指導教室において児童生徒一人一人の障がいの状態に応じた特別の教育課程を編成し、特に自立活動の充実を図ることで、障がいによる学習上又は生活上の困難さを改善・克服するために必要な資質・能力を育成する。
- ② 全ての教職員が、児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じた適切な指導・支援について共通理解を図るとともに、特別支援教育に対する専門性を高め、学校全体の取組を充実する。

< 指示事項 >

- (ア) 支援学級在籍児童生徒の特別の教育課程の編成にあたっては、児童生徒の障がいの状態や心身の発達等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、知的障がい支援学校の各教科の内容に替えたりするなど、実態に応じた教育課程を編成すること。また、学習上又は生活上の困難さを改善・克服するための「自立活動」を取り入れること。
- (イ) 全ての教職員が障がいに関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障がいのある児童生徒に対して組織的な対応ができるよう、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を充実させること。
- (ウ) 保護者との就学相談にあたっては「障がいの状態等」、「特別な指導内容」、「合理的配慮を含む必要な支援の内容」の三つの観点を踏まえて、幼児・児童生徒の教育的ニーズの把握に努めるとともに、保護者からの意見を聴取し、関係機関と連携しながら、適切に行うこと。
- (エ) 支援が必要な児童生徒の教育内容や、通常の学級、通級指導教室、支援学級といった学びの場については、丁寧にアセスメントを行った上で、児童生徒・保護者の意向や、障がいの状態等、教育上必要な支援の内容を十分に把握し、特別支援教育校内委員会で組織的に検討を行うこと。

- (オ) 支援学級在籍児童生徒の教育課程は、小・中学校の学習指導要領に基づいて編成することを基本とし、児童生徒の障がいの状態や程度等を考慮の上、特に必要がある場合は、特別の教育課程を編成すること。
- (カ) 支援学級在籍児童生徒については、原則として週の授業時間の半分以上を目安として、支援学級において、一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階に応じた授業を行うこと。
- (キ) 支援学級在籍児童生徒が、通常の学級で行う「交流及び共同学習」の実施にあたっては、特別の教育課程上の位置付けや、指導目標を明確にし、適切な評価を実施するとともに、支援学級担任と通常の学級担任等が十分な連携を図る等、組織的な指導体制を構築すること。
- (ク) 通級指導教室において特別の教育課程を編成する場合は、「自立活動」の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うこと。その際、通級指導教室における学習の効果を、通常の学級で発揮できるように、通級指導教室担当と通常の学級担任等が連携し、各教科等と通級指導教室での指導との関連を図ること。
- (ケ) 支援学級及び通級指導教室で指導を受ける児童生徒については、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、効果的に活用すること。通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童生徒の指導にあたっては、その計画の作成・活用に努めること。作成した計画については、児童生徒の指導に関わる全ての教職員で共有するとともに、定期的に評価・点検・見直しを行い、幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うために、本人や保護者の意向を踏まえ、医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携や、校種間での引継ぎを確実にすること。
- (コ) 医療的ケアを実施する学校は、主治医や学校医との連携を図りながら、管理職・関係教員・医療的ケア活動支援員の役割分担を明確にし、安全・安心な医療的ケア実施体制を構築すること。
- (サ) 感染症拡大時には、医療的ケアの必要な児童生徒や、基礎疾患のある児童生徒等、重症化リスクの高い児童生徒に対しては、主治医や学校医、家庭との連携をより一層深め、安全・安心に学校生活を送れるように適切な対応をすること。
- (シ) 通常の学級には発達障がい等支援を必要とする児童生徒が在籍していることを前提に、全ての教科等において、児童生徒一人一人の学習上の困難さに応じた指導内容・指導方法の工夫や、困難さを克服するための具体的な手立てを行い、指導・支援にあたるなど、特別支援教育の視点を踏まえた授業づくりを進めること。

関連施策

<特別支援教育事業>

関連資料等

<障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律>
 <医療的ケア児及びその学校及びその家族に対する支援に関する法律>
 <医療的ケア児に関わる主治医と学校医等との連携等について（文部科学省）>
 <特別支援教育の推進について（平成19年4月）（文部科学省）>
 <障害のある子供の教育支援の手引き（文部科学省）>
 <小学校等における医療的ケア実施支援資料（文部科学省）>
 <特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（文部科学省）>
 <自立活動ハンドブック（大阪府教育委員会）>

(2) 日本語指導の充実

< 具体的目標 >

- ① 日本語指導の必要な児童生徒について、一人一人の日本語の能力等に応じた支援の充実を図る。

< 指示事項 >

- (ア) 日本語指導の必要な児童生徒の状況を把握し、学校生活への円滑な適応をはじめ、児童生徒一人一人のニーズに応じた進路実現が図られるよう、国際理解の視点に立った指導を進めること。
- (イ) 在籍校と日本語指導担当教員が連携しながら、児童生徒の「個別の指導計画」を作成し、必要に応じて特別の教育課程を実施する等、各教科やその他の教育活動に日本語で参加できる能力の向上が図られる効果的な指導をすること。
- (ウ) 日本語指導協力者を活用し、指導の充実を図ること。
- (エ) 児童生徒が安心して生活するために、学校全体で多文化共生の取組を推進すること。

関連施策

< 在日外国人教育事業 >

5 ICT機器を活用した教育の充実・推進

< 具体的目標 >

- ① 児童生徒1人1台端末をはじめとするICT機器を効果的に活用し、多様な人や知識とつながる豊かな教育を推進する。

< 指示事項 >

- (ア) 各教科等の特質に応じた適切な学習場面で、ICT環境等を適切に活用して、必要な情報を収集したり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したりすることができる力を育むこと。
- (イ) 児童生徒1人1台端末を発達の段階や使用場面に応じて効果的に活用するため、研究及び研修の充実を図ること。
- (ウ) ICT環境等を活用し、授業と家庭学習を関連させた学力の育成に努めること。その際、家庭と丁寧に連携し、家庭背景により、取組の差が生じないように配慮すること。
- (エ) 災害や感染症の発生による学校の臨時休業等の緊急時や感染症対策、不登校の児童生徒等への支援においても、ICT環境等の活用により学びを保障できるよう取り組むこと。
- (オ) 自他の権利を尊重し、自分の行動に責任を持つことや、自ら考え、判断し、必要な情報を選択したり発信したりすること、情報機器の使用による健康との関わりを理解することなど、児童生徒の実態や発達段階に応じて、情報や情報機器を正しく安全に利用できる力の育成を図ること。

関連施策

< GIGAスクール管理事業 >

関連資料等

< 教育の情報化に関する手引き－追補版－（文部科学省） >

< 各教科等の指導におけるICTの効果的な活用に関する参考資料（文部科学省） >

<教育の情報化の推進・情報モラル教育の充実（文部科学省）>
 <小学校プログラミング教育の手引き（第三版）（文部科学省）>
 <児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック（文部科学省）>
 <小学校における「プログラミング教育」（大阪府教育委員会）>
 <高槻市学校教育情報セキュリティポリシー（高槻市教育委員会）>
 <初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン（文部科学省）>
 <大阪府情報活用能力ステップシート（大阪府教育庁）>
 <高槻市GIGAスクールルールブック～1人1台端末を効果的に活用するための留意点>

6 学校図書館を活用した学習活動の推進

<具体的目標>

- ① 児童生徒が語彙力を培い、感性を磨き、表現力や創造力を育むための、豊かな読書習慣を身に付ける。
- ② 義務教育9年間の学びの連続性のある教育課程との関連を踏まえて、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的な学習を支え、全ての学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を育成する。
- ③ 司書教諭と学校司書が中学校区で連携・協力することにより、9年間を見通した学校図書館を活用した教育の推進体制を構築する。

<指示事項>

- (ア) 中学校区の司書教諭と学校司書が連携し、学校図書館における読書センター・学習センター・情報センターの機能の充実を図ること。
- (イ) 小中学校が連携した計画的かつ体系的な学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する指導の充実を図るため、司書教諭を中心とした校内推進体制を確立すること。
- (ウ) 児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる環境整備を行い、児童生徒の読書活動の一層の推進を図り、読書好きな児童生徒を増やし、読書習慣を身に付けること。
- (エ) 各教科等での学習活動に学校図書館の活用を位置づけ、言語活動や探究活動を実施することで、言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力等を育成すること。

関連施策

<小学校図書館充実事業>
 <中学校図書館充実事業>

関連資料等

<子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（文部科学省）>
 <学校図書館ガイドライン（文部科学省）>
 <大阪府子ども読書活動推進計画（大阪府教育委員会）>
 <学校図書館を活用した授業実践例（大阪府教育委員会）>
 <大阪府情報活用能力ステップシート（大阪府教育庁）>
 <高槻市子ども読書活動推進計画（高槻市教育委員会）>
 <学校図書館の充実・活用 指導の手引き（高槻市教育委員会）>

目標 1 - 2 豊かな心の育成

安全で安心して豊かに暮らせる社会とは、多様な人々が互いの人格を尊重し支え合いながら生きることができる社会であり、また、自らの役割と責任を果たし、皆が生き生きと活躍することができる社会である。子ども達には、このような社会の実現に貢献しようとする態度を育むことが求められている。

そのために、様々な人の生き方や多様な考え方等に触れる豊かな体験活動を通して、子ども達が、人の役に立つことや社会に貢献することに喜びを感じ、規範意識をはじめとした非認知能力、人間関係を築く力、自他の生命の尊重、互いの人権を守ることや公共の福祉に配慮することの大切さ等について考える教育を推進する。

1 道徳教育の推進

< 具体的目標 >

- ① 道徳科を要として、計画的に道徳教育を行うとともに、中学校区で系統性のある道徳教育を推進する。
- ② 主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うため、社会参画への意欲や態度を育む内容を重点的に指導する。
- ③ 道徳教育の指導内容が、児童生徒の日常生活に生かされるようにする。

< 指示事項 >

- (ア) 道徳教育は、道徳科を要として学校の教育活動全体で行い、児童生徒の豊かな心を育むよう指導すること。
- (イ) 校長は、児童生徒の実態や地域の状況を踏まえ、道徳教育の基本方針を明確化し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を整え、道徳教育の全体計画、道徳科の指導計画を全教職員で作成すること。その際、中学校区で重点目標を共有する等、9年間の系統性のある道徳教育を推進すること。
- (ウ) 指導にあたっては、児童生徒が道徳的価値について自分との関わりも含めて理解し、それに基づいて内省し、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己（人間として）の生き方について考えを深める学習を行うこと。その際、問題解決的な学習や体験的な学習等を通して、様々な場面において、適切な行為を主体的に選択し、実践できるような資質・能力を育成すること。
- (エ) 道徳教育の指導内容が、児童生徒の日常生活に生かされるようにすること。よりよい学校生活を実現するため、特に、互いの違いを認め合い理解しながら、自分と同じように他者を尊重する態度や、広い心で相手の過ちを許す心情や態度を育成すること。また、全ての児童生徒が「いじめに向かわない」態度・能力を身に付けられるよう取り組むとともに、いじめの指導にあたっては、児童生徒の成長の機会と捉え、道徳科と関連付け、関係児童生徒や学級・学年など集団への指導を行うこと。
- (オ) 児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努めること。また、児童生徒の成長を認め励ます個人内評価を行うこと。

- (カ) 道徳科の授業公開や地域の人々の参画等によって、家庭や地域が一体となった取組を推進すること。

関係資料等

- <夢や志を育む教育（大阪府教育委員会）>
<「大切なところ」を見つめ直して～「こころの再生」府民運動（大阪府教育委員会）>
<「特別の教科 道徳」実践事例集（大阪府教育委員会）>
<学習指導要領（平成29年告示）のポイント【評価編】（大阪府教育委員会）>
<「特別の教科 道徳」評価事例集（高槻市教育委員会）>

2 キャリア教育・シティズンシップ教育の推進

(1) キャリア教育・シティズンシップ教育の計画的な実施と推進体制の充実

<具体的目標>

- ① 社会的・職業的な自立を目指すキャリア教育や、社会の一員として役割を果たすためのシティズンシップ教育を組織的・系統的に進める。
- ② 自分が生活する地域社会に関心と愛着を持ち、社会の一員としての自覚を育む教育を推進する。

<指示事項>

- (ア) キャリア教育の実施にあたっては、特別活動を要とし、幼児期から高等学校までの連続性も踏まえ、教育活動全体を通じて、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成できるよう、小中学校が協働して9年間の全体計画を作成し、系統性のある指導を行うこと。その際、児童生徒が活動を記録し、小中学校で蓄積する教材（キャリア・パスポート等）を効果的に活用すること。
- (イ) 児童生徒が学ぶことや働く尊さを理解し、自己の将来を力強く切り拓いていこうとする意欲や社会に貢献しようとする態度を育成できるよう、地域や企業等との連携による教材や取組の開発を積極的に行うこと。
- (ウ) 社会の仕組みを理解し、公共の福祉に配慮できる成熟した社会人としての資質・能力を育成できるよう、国際理解、消費者、主権者、環境、防災、福祉等の現代的諸課題に対応して求められる資質・能力の育成に向けて教科等横断的に取り組むこと。
- (エ) 各教科や総合的な学習の時間に行う探究的な学習においては、児童生徒が異なる視点で意見を交流して互いに考えを深めるなど、協働して取り組む学習活動となるよう工夫すること。また、よりよい社会を目指し、身近な家族から、学校、地域へと、自分と社会との関りを広げながら学習や経験を積み重ね、社会の一員であることを実感できるよう工夫して指導すること。
- (オ) 自分の地域や高槻に誇りが持てるように、総合的な学習の時間等に、地域で活躍する人や自然、文化、産業、歴史等を題材にした探究的な学習を行うことや、地域と連携し、伝統芸能や伝統文化に触れる学習を充実すること。

関連施策

- <小中学校文化芸術祭事業>

関連資料等

- <小学校キャリア教育の手引き（文部科学省）>
<中学校・高等学校キャリア教育の手引き（文部科学省）>
<キャリア・パスポートって何だろう？（文部科学省・国立教育政策研究所）>
<キャリア教育に関する総合的研究（国立教育政策研究所）>

<キャリア教育を充実させるために（大阪府教育委員会）>

<キャリア教育の充実に向けて-キャリア・パスポートの活用-（大阪府教育委員会）>

<わたしたちの町 高槻・大阪（高槻市教育委員会）>

（２）国旗・国歌の指導

<具体的目標>

- ① 児童生徒に我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育成するため、学習指導要領に則り、適切に指導を行う。

<指示事項>

- （ア）国旗・国歌の指導については、学習指導要領に則り、社会科、音楽科、特別活動の各内容を関連づけながら、年間指導計画に沿って、適切に実施すること。
- （イ）入学式、卒業式等においては、式場内に国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導すること。

関連資料等

<小学校・中学校学習指導要領（文部科学省）>

<小学校・中学校学習指導要領解説（総則編・各教科等編）（文部科学省）>

（３）進路指導の充実

<具体的目標>

- ① 児童生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自ら進路を選択する力を育成する。

<指示事項>

- （ア）キャリア教育の連続性の中に、進路指導があることを踏まえ、児童生徒が自らの意志と責任で進路を選択する力を身に付けることができるよう、各学年の活動の関連性や系統性を踏まえた年間指導計画を作成し指導すること。
- （イ）学校における進路ガイダンス機能の充実に向けて、進学や就職に関する情報や資料を収集・提供し、生徒・保護者へ適切なアドバイスや支援に努めること。
- （ウ）進路等に関する書類の作成にあたっては、組織的な校内進路指導体制のもと、全ての教職員が相互に緊密な連携を図り、適正な事務処理を行うこと。
- （エ）障がいのある児童生徒、日本語指導を要する児童生徒および配慮を要する児童生徒の進路については、一人一人のニーズに応じた進路選択等に係る情報提供を早い時期から丁寧に行うこと。長期にわたる不登校児童生徒に対しては、社会的自立に向けた進路選択への支援に努めること。
- （オ）経済的な理由により、高校進学等を断念することなく、自らの能力や適性等に合った進路を選択できるよう、奨学金制度等の理解に努め、進路指導の充実を図ること。
- （カ）進路指導の重要な課題である進路未決定者の減少に向けた取組を進めること。また、中途退学を防止する観点からも、高等学校等との連携を図ること。

関連資料等

<大阪府公立高等学校・支援学校検索ナビ「咲くなび」（大阪府教育委員会）>

<奨学金等指導資料（大阪府教育委員会）>

<進路選択に向けて（大阪府教育委員会）>

3 人権教育の推進

(1) 人権教育の計画的な実施と推進体制の充実

<具体的目標>

- ① 関係法令等を踏まえながら、学習指導要領に基づき、各教科・道徳科・外国語活動・総合的な学習の時間・特別活動等、あらゆる教育活動において、人権教育を一層計画的・総合的に推進する。
- ② 人権感覚と人権意識を育むために、児童生徒の発達の段階に応じた人権教育推進計画を作成し、指導方法を工夫しながら人権教育の充実を図る。
- ③ 女性、子ども、障がい者の人権、同和問題、在日外国人、多様な性の在り方等、あらゆる人権課題の解決に向けて、人権教育推進体制を整備し、計画的に指導を行う。

<指示事項>

- (ア) 人権教育推進計画の作成にあたっては、小中学校が連携して、児童生徒の発達の段階に即した体系的なものとなるよう努めること。
- (イ) 人権及び人権問題に関する正しい知識を深め、女性、子ども、障がい者、同和問題、在日外国人等に係る人権問題の解決を目指した教育を総合的に推進すること。その際、SNS等インターネット上の差別やいじめ等が生起していることにも留意すること。
- (ウ) これまでの同和教育の実践や成果を生かし、同和問題等、様々な人権課題の解決に向けた人権教育を計画的に推進すること。
- (エ) 児童生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成を目指すこと。とりわけ、いじめは重大な人権侵害であり、いじめを許さない意識やいじめをなくす実践力を育むよう指導すること。
- (オ) 人権侵害事象の未然防止及び早期発見・早期解決のため、児童生徒の豊かな人権感覚を養うとともに、教職員が差別事象等の人権侵害を見逃さない感覚を高め、人権侵害が生じた際は全教職員が迅速かつ組織的な取組を実施すること。
- (カ) 全ての教職員が自らの人権感覚を高めるとともに、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ直し、人権尊重の視点に立った教育活動を行うこと。とくに、教職経験年数が少ない教職員に人権教育の成果を継承できるよう研修を実施するとともに、様々な人権問題の解決に向けて、校内の組織体制を整備すること。
- (キ) 性の多様性等の今日的な人権課題も含めて児童生徒が相談しやすい体制を整えるとともに、児童生徒の心情に配慮した対応ができるよう教職員が研修等を通じて適切に理解を深めること。
- (ク) 互いの違いを認め合い、ともに生きるための多文化共生や国際理解についての学習に取り組むこと。
- (ケ) 教育活動全体において、固定的な性別役割分担意識にとらわれることがないようにするとともに、必要のない男女別の指導や取扱いは行わないこと。

<在日外国人教育事業>

<特別支援教育事業>

関係資料等

<こども基本法>

<性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律>

<部落差別の解消の推進に関する法律>

<本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律>

<日本語教育の推進に関する法律>

<子どもの貧困対策の推進に関する法律>

<障がい者理由とする差別の解消の推進に関する法律>

<人権教育・啓発に関する基本計画>

<人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)(文部科学省)>

<アニメ「めぐみ」(政府・拉致問題対策本部)>

<人権関係3条例(大阪府)>

<大阪府子ども総合計画(大阪府)>

<人権教育教材集・資料(大阪府教育委員会)>

<互いに違いを認めあい、共に学ぶ学校を築いていくために(大阪府教育委員会)>

<在日外国人教育のための資料集(大阪府教育委員会)>

<帰国・渡日児童・生徒の受入マニュアル(大阪府教育委員会)>

<人権教育リーフレット(大阪府教育委員会)>

<発達障がいについて 保護者の理解を促進するために(大阪府教育委員会)>

<「ともに学び、ともに育つ」支援教育の更なる充実のために(大阪府教育委員会)>

<精神障がいについての理解を深めるために(大阪府教育委員会)>

<特別支援教育の手びき(高槻市教育委員会)>

<在日外国人に関わる教育における指導指針(大阪府教育委員会)>

<大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例(大阪府教育委員会)>

<大阪府在日外国人施策に関する指針(大阪府教育委員会)>

<「ほんまに、おおきに!! ひろげようこころの輪」障がい理解ハンドブック(大阪府福祉部)>

<「人権教育研修動画シリーズ」(大阪府教育センター)>

(2) 障がい理解教育の推進

<具体的目標>

- ① 集団の中で一人一人を尊重し、違いを認め合いながら、互いを大切にする態度を育むため、「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくり・集団づくりを行う。

<指示事項>

- (ア) 障がい者に対する無理解や偏見等を取り除き、障がい者の人権が尊重される教育を推進するため、障がいについての理解を深める教育を系統的に実施すること。
- (イ) 障がいのある児童生徒の自尊感情や自己肯定感を育み、自らを取り巻く人間関係を豊かに築いていけるよう指導・支援に努めること。
- (ウ) 障がいの有無にかかわらず、全ての児童生徒が地域社会の中で積極的に活動し豊かに生きるため、これまで培ってきた「交流及び共同学習」の充実や相互理解を推進すること。

関連施策

<特別支援教育事業>

関係資料等

<障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律>
 <発達障がいについて 保護者の理解を促進するために(大阪府教育委員会) >
 <「ともに学び、ともに育つ」支援教育の更なる充実のために(大阪府教育委員会) >
 <精神障がいについての理解を深めるために(大阪府教育委員会) >
 <特別支援教育の手びき (高槻市教育委員会) >
 <通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について (文部科学省) >

4 生徒指導の推進

<具体的目標>

- ① 学校の教育活動全体を通して、豊かな人間性や社会性を育む指導の充実を図る。
- ② 全教職員の共通理解のもと、組織的かつ一貫性をもって対応できるよう校内の生徒指導体制を整備するとともに、児童生徒の個別の課題に対し、適切で効果的な指導や支援を粘り強く行う。
- ③ 体罰や高圧的な指導によることなく、深い児童生徒理解を基盤とした粘り強い指導や支援を通して、児童生徒との信頼関係を構築し、自己指導能力を育成するとともに、全ての児童生徒が安全に安心して学ぶことができる環境を確保する。

<指示事項>

- (ア) 学級担任は、学校の教育目標や学年目標を踏まえて、学級目標を設定し、児童生徒の自己有用感を培い、児童生徒が自らの成長を実感できる学級経営に努めること。
- (イ) 集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスを計画的に実施するとともに、個々の児童生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングを充実させること。
- (ウ) 児童生徒の社会性の育成に向けた取組を、各教科等の授業の中で意図的に行うなど、発達支持的生徒指導の視点を踏まえ、学習指導と生徒指導を関連付けて行うこと。
- (エ) 日頃から全教職員が連携・協力し、一人一人の児童生徒の実態把握に基づく、児童生徒理解に努めるとともに、学校としての協働体制・指導体制を築くこと。
- (オ) 地域の実情をよく把握した上で、家庭や地域、関係機関等との円滑な連携・協働を図ること。
- (カ) 児童生徒が深い自己理解に基づき、主体的に課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、自らの行動を決断し、実行する力を培うこと。
- (キ) 全教職員が、児童生徒の小さな変化や思いを敏感に受け止め、共感的な理解に努めながら、生徒指導を行うこと。

【問題行動等への対応】

- i. 暴力行為等の問題行動を繰り返す児童生徒への対応については、毅然とした指導を行うとともに、市作成の「問題行動への対応指針」を踏まえ、児童生徒への組織的な指導を粘り強く行うこと。

- ii. 問題行動等に対して、体罰や高圧的な指導、担任等が一人で抱え込むことのないよう、情報共有や対応方針の決定等、学校が一体となった指導体制のもと、組織的に対応すること。
- iii. 学校だけでは解決が困難な事案に対しては、必要に応じて本市「学校問題解決チーム」の活用や、S C（スクールカウンセラー）、S L（スクールロイヤー）等の専門家等と連携により、問題解決を図ること。
- iv. 公正公平な対応や、法やきまりの意義を理解し遵守する等の規範意識や社会的資質を高めるよう働きかける取組を学習指導と関連付けて推進すること。

【いじめの未然防止と早期発見】

- i. 各学校が策定した「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止や早期発見・早期対応をいじめ不登校対策委員会を中心に、組織的、計画的に推進するとともに、その取組の実施状況を学校評価項目に位置づけること。
- ii. 「学校いじめ防止基本方針」を教職員に周知するとともに、全ての教職員がいじめの早期発見や対処の在り方等について、基本方針に基づく対応ができるよう、年度当初に校内研修会を必ず行うこと。
- iii. 日常的な児童生徒間のトラブルについても、学年主任、生徒指導主事や管理職に適切に報告・連絡・相談するとともに、いじめの認知については、いじめ不登校対策委員会等において、組織的に判断すること。
- iv. 個別面談やいじめに関するアンケート等を計画的に複数回実施し、その結果を校内で交流するとともに、組織的、計画的に課題解決を図ること。
- v. いじめをきっかけに児童生徒が欠席した場合は、教育委員会に速やかに報告すること。
- vi. いじめの重大化・深刻化防止に向けて、「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト」等を活用し、いじめ重大事態に対する平時からの備えに努めること。

【不登校への対応】

- i. 不登校児童生徒の状況や背景等が複雑化、多様化していることを踏まえ、個々の児童生徒の状況に応じた具体的な支援を展開していくとともに、家庭・地域・民間の団体等を含む関係機関と適切に連携を図りながら、児童生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立できるよう支援を行うこと。
- ii. 不登校の早期発見・早期対応のため、日頃からスクリーニングシートを活用し、児童生徒の状況の把握に努めるとともに、きめ細かで適切な対応を図ること。
- iii. 登校しぶり等の兆候を把握した場合は、機を逸することなく家庭訪問等を通じて保護者との協力体制を築き、丁寧な対応を行うこと。
- iv. 小学校低学年段階から不登校児童が増加する状況を踏まえ、不登校やその兆しがある児童に対して、初期段階からの支援体制を構築すること。また、小中学校間の連携を十分に図ること。特に、学習の躓きが、不登校や学校復帰を妨げる要因になることを踏まえ、具体的な手立てを講じること。
- v. 不登校やその兆しのある児童生徒が安心して生活したり、自分のペースで学習したりすることができるよう、不登校児童生徒支援室（エスペランサ）の知見を活用し、校内の居場所として校内教育支援センターを設置し、指導や支援の充実を図ること。
- vi. 校内ケース会議等において児童生徒の状況を十分に把握し、S CやS S W等の専門家も含めたチームによる支援体制を整備すること。また、専門家による相談について、児童生徒及び保護者に周知し、相談しやすい体制を整えること。

- vii. やむを得ず学校に登校できない児童生徒への ICT を活用した学習指導等を充実させるとともに、学習に著しい遅れを生じることのないようにすること。また、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒との関係を継続させること。フリースクール等の民間施設を活用している児童生徒に関しても、家庭・施設と丁寧に関連を続けること。
- viii. 不登校児童生徒の学習の評価については、児童生徒の学習状況を積極的に把握し、適切に評価すること。その際、在籍する学校の教育課程上、適切と判断できる学習内容とすることや、保護者と十分な協力関係を保つこと、不登校児童生徒本人との関わりを継続することに留意すること。

【携帯電話等への対応】

- i. 学校での携帯電話の取扱いについては、「高槻市立小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」に基づき、適切に指導すること。

【児童虐待の防止】

- i. 教職員は児童虐待等を発見しやすい立場にあることを自覚し、貧困、虐待、ヤングケアラーなど児童生徒をめぐる様々な現状や課題への認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払うとともに、SCやSSW等の専門家と連携し、早期発見、早期対応に努めること。また、早期発見の観点から、欠席が継続している児童生徒に対して、定期的な安全確認を行うこと。
- ii. 児童虐待を受けた、またはその疑いがあると思われる児童生徒を発見した場合には、確証がなくても速やかに子育て総合支援センター（カンガルーの森）または吹田子ども家庭センターへ通告し、継続的に支援すること。
- iii. ヤングケアラーについては、日頃からの児童生徒の状況把握に加え、生活等についてのアンケートを工夫する等、教職員がその把握に努めること。ヤングケアラーを把握した際には、SCやSSW等の専門家と協働しながら、児童生徒の気持ちに寄り添った支援につなげること。また、学びに向かう環境が守られるよう、必要に応じて福祉等関係機関との連携を図ること。

関連施策

- <生徒指導推進事業>
- <不登校児童生徒支援室事業>
- <はにたんの子どもいじめ110番の設置>

関係資料等

- <こども基本法>
- <いじめ防止対策推進法>
- <生徒指導提要（文部科学省）>
- <いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学省）>
- <いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版（文部科学省）>
- <不登校重大事態に係る調査の指針（文部科学省）>
- <義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（文部科学省）>
- <不登校児童生徒への支援の在り方について（文部科学省）>
- <不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～（不登校に関する調査研究協力者会議）>
- <誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策 COCOLO プラン（文部科学省）>
- <不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について（通知）（文部科学省）>
- <子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～（大阪府教育委員会）>

- <ヤングケアラーの早期発見・把握と支援に向けた取組み（大阪府教育委員会）>
- <高槻市いじめ防止基本方針（令和6年4月改訂）>
- <問題行動の対応指針（高槻市教育委員会）>
- <不登校未然防止の取組（高槻市教育委員会）>
- <高槻市における不登校児童生徒が通う「出席扱い」とする民間施設についてのガイドライン>
- <高槻市における不登校児童生徒を対象としたICT等を用いた在宅学習における出欠の取扱いに関するガイドライン（高槻市教育委員会）>
- <高槻市立小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン（高槻市教育委員会）>
- <不登校支援ナビ（高槻市教育委員会）>

目標 1 - 3 健やかな体の育成

児童生徒が、いろいろな困難に立ち向かえるのは、心身ともに健康であり、安全であることが基盤となる。そのため、必要な資質・能力を育成し、安全で安心な社会づくりに貢献できるようにすることが求められている。また、豊かなスポーツライフの実現に向けて、運動する機会を充実させ、体を動かすことの楽しさを実感させることも求められている。

家庭や地域と連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動を行うとともに、生涯を通じて、健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう取組を推進する。

1 安全教育の充実・推進

< 具体的目標 >

- ① 学校安全の3領域「生活安全」「災害安全」「交通安全」に係る教育を学校安全計画に基づき計画的に実施する。
- ② 災害発生時等に自他の安全のために主体的に行動し、地域の安全にも貢献しようとする態度を養うため、より実践的な避難訓練に取り組む。
- ③ 教職員の学校安全に関する意識や指導力を高める。

< 指示事項 >

- (ア) 「高槻市学校安全の推進に関する指針」及び「学校安全の手引」に基づいた、学校安全の取組に係る計画の策定や安全教育を実施すること。
- (イ) 「高槻市自転車安全利用条例」、「たかつき自転車まちづくり向上計画」に基づき、児童生徒に交通法規の正しい理解と遵守、安全確認の徹底等、自転車の安全な利用について指導すること。
- (ウ) 水難事故防止の徹底を図るため、児童生徒に河川や水路の危険性や注意点について指導すること。

関係資料等

- < 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省） >
- < 高槻市学校安全の推進に関する指針（高槻市教育委員会） >
- < 学校安全の手引（高槻市教育委員会） >
- < たかつき安全 NOTE（高槻市教育委員会） >

2 健康教育の充実・推進

(1) 健康教育の推進

< 具体的目標 >

- ① 健康に関する知識を身に付けることや健康な生活を実践することについての資質・能力を育成する。

< 指 示 事 項 >

- (ア) 調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠といった「健康3原則」の理念に基づき、児童生徒が自ら健康を保持増進していくことができる実践力を身に付けるための健康教育を充実すること。
- (イ) 健康教育については、体育科、保健体育科の学習を中心として、生活科、総合的な学習の時間や特別活動との関連を図る等、学校教育全体で推進するとともに、家庭や地域との連携を図ること。
- (ウ) 学級担任等による日常的な健康観察が有効に行われるよう、保健だよりや校内研修会、朝の打合せの機会をとらえ、その意義を教員や保護者に周知徹底すること。
- (エ) 保健調査票、健康診断の結果を確認し、児童生徒の健康状態を教職員全体で情報共有すること。
- (オ) 配慮が必要な児童生徒の健康状態については、家庭、主治医、学校医等の関係機関と必要に応じて情報交換を行い、連携を図ること。
- (カ) 喫煙・薬物乱用防止教育の充実を図り、小中学校においては「薬物乱用防止教室」を年1回以上開催すること。

関係資料等

<薬物乱用防止啓発資料（大阪府教育委員会）>

<学校事故調査委員会答申を受けた取組について（高槻市教育委員会）>

(2) 食育の推進

< 具 体 的 目 標 >

- ① 望ましい食生活を身に付けるために、調理実習や農業体験等の体験的な活動を通して食に関する興味関心を高めるとともに、地域や家庭と連携し、食に関する指導を実施する。
- ② 食を大切に作る心の育成や食に関する正しい知識の習得、学校給食の教育的効果を引き出す取組等を推進する。

< 指 示 事 項 >

- (ア) 「食に関する指導の全体計画」を作成し、学校教育活動全体を通して計画的に実施すること。とりわけ栄養教諭配置校においては、栄養教諭を中心として、全教職員が連携・協力のもと組織的な取組を推進すること。
- (イ) 小学校においては、学校学習田や校内の学級園等を活用して、農業関係者等の協力を得ながら農業体験学習の推進を図ること。
- (ウ) 栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性等の指導の充実を図ること。
- (エ) 地域や家庭と連携して、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度や食を大切に作る心等の育成を図ること。
- (オ) 食育について学校教育自己診断等を活用して評価し、食育の推進体制や指導内容の改善を図ること。

関連施策

<学校学習田事業>

関係資料等

<食に関する指導の手引（文部科学省）>

- <栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDC A～（文部科学省）>
- <小学生用食育教材「たのしい食事つながる食育」（文部科学省）>
- <第3次大阪府食育推進計画『おおさか・元気な食』プラン（大阪府教育委員会）>
- <おおさか食育ハンドブック（大阪府スポーツ・教育振興財団）>
- <学校給食指導の手引き（高槻市教育委員会）>

3 運動に親しむ機会の充実と体力の向上の推進

(1) 学校における体育活動の充実

<具体的目標>

- ① 全国体力・運動能力、運動習慣等調査等各種データをもとに、児童生徒の体力や運動習慣の実態を把握し、授業改善と総運動時間の確保に向けた取組を通じて、子どもの体力の向上に関する組織的・継続的な検証改善サイクルを確立する。
- ② 体育科、保健体育科の授業においては、全ての児童生徒が、運動の楽しさや喜びを実感することにより、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を身に付けられるよう指導する。とくに、安全に留意する態度の育成を図る。
- ③ 児童生徒の運動習慣を育むため、特別活動や運動部活動等、学校教育活動全体を通じて、体を動かす機会の充実を図る。

<指示事項>

- (ア) 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」や「小学3・4年生スポーツテスト」を活用し、引き続き中学校区で児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等の実態を分析するとともに、その結果を踏まえて、「体力づくり推進計画（アクションプラン）」を策定し、学校全体で授業等の工夫・改善を推進する等、体力向上に向けた取組を進めること。
- (イ) 共生の視点から、児童生徒が運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるよう、原則として男女共習での学習を推進すること。
- (ウ) 連携型小中一貫教育の取組の一環として、小中学校の教員が互いの授業を参観したり、合同で指導案を作成したり、乗り入れ授業を行ったりするなどの取組を積極的に行うこと。
- (エ) 体力の向上の推進については、全ての児童生徒が、運動の楽しさや喜びを実感することができる授業づくり、運動の習慣化につながる授業づくりを推進すること。また、特別活動など学校教育活動全体を通じた体を動かす機会の充実を図ること。
- (オ) 「高槻市中学校部活動ガイドライン」に則り、各学校で策定した「学校の部活動に係る活動方針」を必要に応じて見直すとともに、ホームページ等で公表すること。
- (カ) 部活動の指導者（顧問の教員、外部指導者）による体罰等を根絶するため、管理職は、指導状況を把握すること。

関連施策

- <体力づくり推進計画（アクションプラン）の策定>
- <中学校武道地域連携指導者派遣の実施事業>
- <中学校部活動活性化事業>
- <小学校なわとび検定の実施>
- <中学校総合体育大会の開催>

関係資料等

- <学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）>
- <運動部活動での指導のガイドライン（文部科学省）>
- <めっちゃぐんぐん体力アップハンドブック（大阪府教育委員会）>
- <体育の授業がかわる！簡単プログラム（大阪府教育委員会）>
- <小学校教員向け動画教材（大阪府教育委員会）>
- <高槻市中学校部活動ガイドライン（高槻市教育委員会）>
- <【武道】中学校学習指導要領解説に対する高槻市の考え方（高槻市教育委員会）>
- <体育・保健体育の授業スタンダード（高槻市教育委員会）>
- <学校事故調査委員会答申を受けた取組について（高槻市教育委員会）>

（2）安全・安心な体育活動の取組の推進

<具体的目標>

- ① 体育活動の実施にあたっては、安全に配慮した指導の徹底と活動内容に応じた事故防止対策を講じる。

<指示事項>

- （ア）体育活動については、児童生徒の体力や運動能力を十分に踏まえ、安全に配慮した段階的な指導を行うとともに、体育や保健体育の授業の中で繰り返し安全指導や注意喚起を行うこと。また、必要な安全対策を講じ、事故防止に万全を期すこと。なお、事故発生後は、組織的な調査を速やかに行い、再発防止に努めること。
- （イ）各活動場所については、活動内容、児童生徒の人数を踏まえ、安全に活動できるよう、十分な広さを確保すること。
- （ウ）運動時の指導では、常に全体を把握できる位置に立ち、顔色や全体的な様子を、運動開始前、運動中、運動終了時と、常に注意を払うこと。
- （エ）体育活動の際の準備運動、整理運動においては、急激な体への負担は避け、徐々に主運動へと適応し、終了時には、徐々に体への負荷を取り除くほか、運動の特性に応じて行うこと。

関係資料等

- <学校事故調査委員会答申を受けた取組について（高槻市教育委員会）>

（3）運動に親しむ機会の充実

<具体的目標>

- ① 児童生徒の健やかな体を育成するため、家庭や地域との共通理解を深め、協働した指導の充実を図る。

<指示事項>

- （ア）家庭や地域と連携し、体を動かすことができる機会やより専門的な指導が受けられる機会の充実に努めること。

関連施策

- <中学校武道地域連携指導者派遣の実施事業>
- <中学校部活動活性化事業>
- <中学校総合体育大会の開催>

関係資料等

<学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）>

<運動部活動での指導のガイドライン（文部科学省）>

<高槻市中学校部活動ガイドライン（高槻市教育委員会）>

目標 2 - 1 学校力の向上

教育活動の中心になるのは学校である。学校では、校長のリーダーシップのもと、学校の組織体制を充実するとともに、教職員は、子どもへの愛情と、豊かな人間性や感性を備え、高い倫理観と指導力、教育者としての情熱と使命感を持って指導にあたることが求められている。

また、学校だけでは対応できない課題の解決に向けて、子どもの教育の当事者として家庭や地域と連携し、地域とともにある学校の実現に努める。

新しい時代に求められる資質・能力を育み、複雑化、多様化した課題を解決するため、学校力の向上に向けた取組を推進する。

1 安全・健康対策の充実・推進

(1) 学校環境の整備と管理体制の確立

< 具体的目標 >

- ① 学校施設の老朽化対策に加え、求められる教育施策への対応、家庭・社会環境の変化、近年の猛暑等の自然環境に適した質的向上を図る整備を計画的に行い、安全で快適な教育環境を確保する。
- ② 学校施設及び通学路における点検等の管理体制を充実させ、整備要望や危険箇所に対し、関係者と連携し安全確保を図る。

< 指示事項 >

- (ア) 児童生徒等が安全で安心な環境下で学校生活を営めるよう「高槻市学校安全の推進に関する指針」及び「学校安全の手引」を基に安全管理の取組を推進すること。
- (イ) 学校安全を意識化する機会として、毎月1回「安全デー」を設け、定期的に学校施設安全点検表を用いた安全点検を行うこと。その際、避難経路上の防火扉等の前、窓際に物がおかれていないか、固定されていない積み重ねられた棚がないか等、確認を行うこと。また、「学校園安全デー（6月1日）」・「子どもの安全確保推進月間（6月）」については、施設・設備の安全管理の徹底と安全意識の高揚を図る取組を実施すること。
- (ウ) 保護者や地域住民等と連携し、生活安全・災害安全・交通安全の観点から通学路の安全点検を行い、児童の学校生活環境の改善を図ること。
- (エ) 学校園内外の見回りを定期的実施するとともに、学校園への不審者侵入を未然に防止するため、警備員と連携して来校園者の出入り口を管理する等、安全確保に努めること。
- (オ) 屋外での活動においては、落雷の危険性を認識し、天候の急変等の場合はためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。
- (カ) 熱中症予防については、「熱中症予防のための運動指針」を遵守し、事故防止に万全を期すこと。

(キ) 事故等の発生に備え、迅速な救急処置や関係者への連絡ができる体制を整備すること。また、救命救急講習会の指導者として従事できる応急手当普及員の確保に努めること。

(ク) 学校事故が発生した場合は、速やかに教育指導課に連絡すること。

(2) 組織的な安全活動の推進

< 具体的目標 >

- ① 中学校区グランドデザインに学校安全の取組を位置付け、中学校区内での取組を推進する。
- ② 学校安全推進責任者を中心とした組織的取組を推進し、より実行性のある学校安全計画の策定や危機管理マニュアルの定期的な見直し等を行い、学校の安全体制の強化を図る。
- ③ セーフティプロモーションスクール認証取得に係る取組から得られた知見を各学校に普及し、市全体の学校安全に係る水準の向上を図る。

< 指示事項 >

- (ア) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組みを活用した学校安全の観点を組み入れた学校運営や、地域ぐるみでの生活安全・災害安全・交通安全の取組を推進すること。
- (イ) 「高槻市学校安全の推進に関する指針」に基づき、組織的な安全活動の推進を図ること。
- (ウ) 学校安全の3領域「生活安全」「災害安全」「交通安全」を踏まえ、学校安全計画を策定すること。

関係資料等

< 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省） >

< 高槻市学校安全の推進に関する指針（高槻市教育委員会） >

< 学校安全の手引（高槻市教育委員会） >

(3) 安全・衛生管理に関する指導の徹底

< 具体的目標 >

- ① 感染症の感染拡大を防止するため、適切かつ迅速な対応に努める。
- ② 学校環境衛生基準に基づく検査を実施する等、安全な環境の維持に努める。
- ③ 学校給食における食中毒を防止するため、調理場のドライ運用を徹底する。
- ④ 安全・安心な給食を実施するため、食物アレルギー対応に関する指導を徹底する。

< 指示事項 >

- (ア) インフルエンザ等の感染症の対応については、国や府の通知に基づき、平時と流行時それぞれに見合った適切な対策を実施し、感染拡大を防止すること。
- (イ) 学校保健安全法に基づき、教室の温度や湿度、プールの水質検査等の環境衛生検査等を継続して実施すること。

- (ウ) 給食調理場においては、「高槻市学校給食衛生管理マニュアル」に基づき、細菌の繁殖しにくい低温な環境の維持を徹底すること。
- (エ) 「高槻市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」を活用し、教職員一人一人に食物アレルギーへの意識向上を図ること。また、食物アレルギー対応が必要な児童生徒に対しては、面談や献立表のやりとり等を通じて保護者と適切に連携し、組織的に確認・対応ができる体制を整えること。

2 学校の組織力の向上

(1) 校長のマネジメント力の強化

< 具体的目標 >

- ① 校長がマネジメント力を発揮し、各教職員の専門性を生かした組織運営や、外部の人材等を活用した学校運営を推進する。

< 指示事項 >

- (ア) 学校運営にあたっては、中学校区の「めざす子ども像」の実現に向けて経営ビジョンや教育目標等を教職員、保護者、地域住民や外部の人材等に周知して共有化を図るとともに、今日的な課題への対応を視野に入れ、様々な職種の専門性が発揮できる校内組織体制となるよう改善を図ること。

関係資料等 < 学校の組織運営体制の在り方に関する参考資料（文部科学省） >
< 高槻市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（高槻市教育委員会） >

(2) ミドルリーダーの育成及び活用

< 具体的目標 >

- ① 首席・指導教諭やミドルリーダーがリーダーシップを発揮できる組織運営を推進する。
- ② 共同学校事務室を通じて、学校事務の水準の維持・向上を図り、学校事務職員が学校運営に積極的に参画できる組織運営を推進する。

< 指示事項 >

- (ア) 首席・指導教諭・学校事務職員等が積極的に学校運営に参画して学校の組織力向上を図るとともに、学校のミドルリーダーとなる人材の育成に努めること。
- (イ) 共同学校事務室支援センターを中心に共同学校事務室の推進、学校事務の改善・効率化による学校運営の充実を図ること。

関係資料等 < 学校の組織運営体制の在り方に関する参考資料（文部科学省） >
< 高槻市立小・中学校首席並びに指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭の職務等に関する要綱（高槻市教育委員会） >
< 高槻市立学校事務職員の職務内容に関する要綱（高槻市教育委員会） >
< 高槻市共同学校事務室設置要綱（高槻市教育委員会） >

(3) 相談・支援体制の整備

< 具体的目標 >

- ① いじめ・不登校・虐待等の悩みを抱える児童生徒一人一人に対して、きめ細かく対応するため、多様な相談窓口や専門家による相談体制を整備する。
- ② 子どもや保護者等の教育上の不安や悩みを解消・軽減するため、専門家による面接相談や電話相談、関係機関との連携等を充実する。

< 指示事項 >

- (ア) SCやSSW、不登校等支援員等を有効かつ機能的に活用し、日常的な相談活動の充実を図ること。
- (イ) 教育センターの教育相談や不登校児童生徒支援室（エスペランサ）との連携を図ること。
- (ウ) 子育て総合支援センター（カンガルーの森）、吹田子ども家庭センター、民生委員児童委員、主任児童委員等の関係機関等との連携を推進すること。
- (エ) 「はにたんの子どもいじめ110番」のカード配付や児童生徒1人1台端末の活用時に、利用方法や相談窓口等についても周知すること。

関連施策

<不登校児童生徒支援室事業>
<教育相談事業>

関係資料等

<不登校支援ナビ（高槻市教育委員会）>
<はにたんの子どもいじめ110番の設置>

(4) 働き方改革の推進

< 具体的目標 >

- ① 教職員の働き方改革を推進し、学習指導・生徒指導を充実させるなど、教育活動を効果的に行うことができるよう、教員の業務の質的転換を図る。

< 指示事項 >

- (ア) 統合型校務支援システムを活用し、法定表簿等に関する事務や成績処理等を適切に行い、様々な校務の効率化を図ること。
- (イ) 校長・教頭は、教職員の在校等時間の管理を行い、各校の特色や状況に応じた長時間勤務縮減に向けた実効性のある取組を行うとともに、教職員一人一人の意識改革を推進する等、教職員の「働き方改革」に取り組むこと。
- (ウ) 校長のリーダーシップのもと、教員と多様な人材が連携・分担する体制を構築するとともに、校務分掌の見直しや、会議の精選、教職員の事務負担軽減等の取組を推進し、教員が学習指導と生徒指導に注力できる環境を整えること。
- (エ) 「高槻市部活動ガイドライン」に則り、部活動の休養日及び活動時間等を設定し、生徒の心身の休養、教職員の業務負担軽減に努めること。
- (オ) 学校給食費徴収管理システムを活用し、食数管理や徴収管理等の事務を適切に行い、教員の業務負担軽減を図ること。

関連施策

<教職員指導事業>

- 関係資料等** <学校における働き方改革に関する取組の徹底について（文部科学省）>
<働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働安全衛生法等の施行について（文部科学省）>
<「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）（文部科学省）>
<高槻市中学校部活動ガイドライン（高槻市教育委員会）>

（5）個人情報の適切な取扱い

< 具体的目標 >

- ① 個人情報の保護に関する法律等の関係法令及び高槻市学校教育情報セキュリティポリシーの趣旨を踏まえ、学校園が作成・保管する個人情報の保護及び公文書等の適切な管理を徹底する。

< 指示事項 >

- （ア） 個人情報を含む文書や記録媒体の管理・保管にあたっては、校内で取扱規定を作成し、管理責任を明確にし、適切な管理及び保護に組織的に取り組むとともに、各学校の状況を踏まえた実効性のある個人情報漏洩防止策を講じること。
- （イ） 個人情報の適切な取扱い、管理・保管について、研修を深め、個人情報保護の重要性について教職員一人一人の意識の向上を図ること。
- （ウ） 特に特定個人情報〔個人番号（マイナンバー）が記載された個人情報〕の取扱いについては、関連法令や個人情報保護委員会のガイドライン等を踏まえ、特定個人情報の保護、管理の徹底を行うこと。
- （エ） 児童生徒の成績等の個人情報に係る事務処理をパソコンで行う場合は、「高槻市情報セキュリティポリシー」及び「高槻市学校教育情報セキュリティポリシー」に基づき適切に実施すること。

- 関係資料等** <個人情報の保護に関する法律>
<高槻市情報セキュリティポリシー（高槻市）>
<高槻市学校教育情報セキュリティポリシー（高槻市教育委員会）>

3 教職員の資質・能力の向上

< 具体的目標 >

- ① 「高槻市教職員研修方針」に基づき、経験の浅い教職員、ヤングリーダー、ミドルリーダー、管理職等各キャリアステージに応じた教職員研修や、本市の教育課題に即した教職員研修を効果的、計画的かつ体系的に実施することで、「学び続ける教職員」を支援し、教職員の資質・能力の向上を図る。
- ② 研修受講履歴の記録を活用して、管理職等が研修の受講奨励を含む適切な指導助言を行うことや、教職員が自らの学びを振り返ることにより、相互に資質能力を高め合う職場環境づくりを進める。

<指示事項>

- (ア) 社会状況や、本市の教育課題に応じて、授業研究を推進する等、教職員の資質・能力の向上を図ること。
- (イ) 教職員としての資質・能力を高めるとともに、学校園の課題解決に向け、組織的、計画的に各校（区）の研修を実施すること。
- (ウ) 研修の参加体制を整えるとともに、研修の成果や共同調査研究の内容が教育活動全体に還元されるように努めること。
- (エ) 各キャリアステージに応じた研修を効果的に活用する等、各学校園において継続的な人材育成に努めること。とりわけ、全ての教職員が特別支援教育の知見や経験を蓄積できるよう考慮すること。
- (オ) 教職員は、日々の研究と修養に努めるとともに、相互に資質能力を高め合う職場環境づくりに努め、指導力の向上を図ること。
- (カ) 教職員は、積極的に幅広い専門性を高めるための研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に指導力の向上に努めること。
- (キ) 教職員が教育公務員としての自覚を持ち、服務規律の徹底を図ることができるよう、研修を実施する等、計画的に取り組むこと。
- (ク) 体罰、セクシュアル・ハラスメントを許さない意識を高めるとともに、事案が生じた際には、被害児童生徒の救済と心のケアを最優先し、組織的かつ厳正に対応すること。また、再発防止に向けて事象の要因や背景を分析し、具体的な取組を推進すること。

関連施策

- <教職員研修事業>
- <調査研究事業>

関係資料等

- <「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について
～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成
～（答申）（文部科学省）>
- <学び続ける高槻の教職員（高槻市教育委員会）>
- <セクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針（高槻市教育委員会）>

4 教育環境の整備

(1) ICT環境の整備

<具体的目標>

- ① より質の高いICT教育の実現に向けて、ICT機器を適切に維持管理し、計画的に更新する。

<指示事項>

- (ア) オンラインによる会議や研修の実施のほか、児童生徒間の交流の実施等、ICT環境等を効果的に活用した取組を行うこと。
- (イ) ICT環境等を活用した校務の効率化を推進すること。

- (ウ) オンライン授業・オンデマンド授業等、インターネットを介して著作物を配信する授業等については、必要と認められる限度内とし、保護者等へも著作権の保護に関して理解と協力を求め、同意を得て実施すること。

関連施策 <教育ネットワーク管理運営事業>
<GIGAスクール管理事業>
<改正著作権法第35条運用指針（著作物の教育利用に関する関係者フォーラム）>
<著作物を利用した特別活動における音楽・映像等のインターネット等での配信について（高槻市教育委員会）>

関連資料等 <全国の学校における働き方改革事例集（文部科学省）>
<初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン（文部科学省）>

(2) 学校図書館の整備

<具体的目標>

① 学校図書館の機能強化に向けて、計画的な蔵書の更新と環境整備を行う。

<指示事項>

- (ア) 司書教諭が中心となり、読み物としての図書と様々な授業での活用を想定した図書の計画的な更新や市立図書館との連携を行うこと。
- (イ) 端末の使用、図書、事典、新聞等のそれぞれの情報ツールの特徴を生かした活用方法を学べる場としての環境整備を行うこと。
- (ウ) 図書の選定・廃棄については、選定委員会等を組織し、図書の選定・廃棄基準の明確化を図り、偏りのない蔵書構成となるよう組織的・計画的な選定・廃棄・更新を行うこと。

関連施策 <小学校図書館充実事業>
<中学校図書館充実事業>

関連資料等 <学校図書館の充実・活用 指導の手引き（高槻市教育委員会）>

(3) 特別支援教育における整備

<具体的目標>

① 障がいにより配慮を要する場合には、児童生徒の実態に応じた適切な指導・支援を受けることができるよう学習環境の整備を進める。

<指示事項>

- (ア) 障がいのある児童生徒が見通しをもって学習活動等に取り組むことができるよう、学習上・生活上に係る情報について、空間と時間、活動を構造化して示す等、情報の示し方について障がいの状況に応じて工夫すること。
- (イ) 合理的配慮の基礎となる教育環境の整備・充実に努めること。また、合理的配慮の検討・決定にあたっては、児童生徒の発達段階や合理的配慮の観点を踏まえ、保護者・本人と十分に話し合い、合意形成を図ること。

関連施策 <特別支援教育事業>

5 小中一貫教育の推進

< 具体的目標 >

- ① これからの時代を生きる子ども達に必要な力を育む義務教育9年間の一貫性・連続性のある学習指導、生徒指導を推進する。
- ② 幼児教育等の連携や高等学校、大学等の「縦の接続」を強め、学校教育の充実を図る。

< 指示事項 >

- (ア) 中学校区グランドデザインを踏まえ、義務教育9年間の一貫性・連続性のある教育課程を各学校が協働して編成すること。
- (イ) 学校内において小中一貫教育を推進するための校務分掌を工夫し、連携会議や授業研究会を定期的に行う等、学校間の相互理解と連携を図ること。
- (ウ) 幼児期の教育ppと小学校の教育を連続性、一貫性のあるものにするため、「幼児期の終わりに育ててほしい姿」を踏まえた教育課程（スタートカリキュラム）を編成すること。
- (エ) 学校教育の充実を図るために、高等学校との連続性を意識した取組や、地域の人材、大学、企業等との連携を進めること。

関係資料等

- < 幼稚園教育要領（文部科学省） >
- < 保育所保育指針（厚生労働省） >
- < 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府・文部科学省・厚生労働省） >
- < 発達や学びをつなぐスタートカリキュラム（文部科学省・国立教育政策研究所） >

6 「地域とともにある学校づくり」の充実・推進

< 具体的目標 >

- ① コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組みを活用し、学校・家庭・地域が連携・協働して子ども達に社会を生き抜く力を育む「地域とともにある学校づくり」を推進する。

< 指示事項 >

- (ア) 中学校区の「めざす子ども像」の実現に向けた、中学校区の経営ビジョンや教育目標・重点取組を設定した中学校区グランドデザインを家庭や地域等と共有し、家庭、地域等との連携・協働のもと、「地域とともにある学校づくり」を推進すること。
- (イ) 教育活動の実施にあたっては、豊かな経験や高い専門性を持つ地域人材や、図書館、博物館等の学習環境、その他の教育資源（地域組織、NPO、企業、大学）を活用することで、教育内容の充実を図ること。
- (ウ) 学校運営の改善にあたっては、学校教育自己診断等を活用した自己評価を実施し、目標の達成度や計画の進捗状況について点検・評価を行うとともに、学校関係者評価等により、保護者や地域住民等の意見を学校運営に反映させること。
なお、評価結果等については、学校だよりやホームページ等で公表を行うこと。

関連施策

- < 学校運営協議会事業 >

- ＜地域学校協働活動推進事業＞
- 関連資料等** ＜コミュニティ・スクールのつくり方「学校運営協議会」設置の手引き（文部科学省）＞
 ＜学校評価ガイドライン（文部科学省）＞
 ＜高槻市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（高槻市教育委員会）＞
 ＜高槻の学校運営協議会の手引き（高槻市教育委員会）＞

7 幼児教育等の充実

（1）きめ細かな指導の推進

＜具体的目標＞

- ① 一人一人の発達課題に応じたきめ細かな指導の工夫に努め、幼児期にふさわしい生活の中で、子どもの自発性や主体性等を育む。
- ② 教育内容の充実と改善につながるようなカリキュラム・マネジメントに努める。
- ③ 教職員の課題に応じた研究・研修の充実を図る。

＜指示事項＞

- （ア） 幼稚園教育要領等に基づき、発達や学びの連続性を踏まえ、高槻市就学前教育・保育カリキュラムを土台にした計画的・体系的な教育活動(教育課程)を編成、実施するとともに、評価、改善に努めること。(カリキュラム・マネジメント)
- （イ） 幼稚園等の教育及び保育において育みたい資質・能力「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」を遊びや生活、豊かな体験を通して一体的に育むこと。
- （ウ） 発達課題に応じた支援を進め、集団の中で生活することを通して、幼児の望ましい成長発達を促すよう努めること。また、入園児の少人数化に柔軟に対応し、一定の集団規模による経験ができるような保育の実施に努めること。
- （エ） 医療的ケアを実施する園は、主治医や嘱託医との連携を図りながら、管理職・関係職員の役割分担を明確にして、安全・安心な医療的ケア実施体制を構築すること。
- （オ） 教職員の育成指標に基づき、各キャリアステージに応じた研修を効果的に活用し、資質能力を高め合う職場環境づくりに努めること。また、特別支援教育について、全ての教職員が幼児の発達に応じた適切な支援を行えるよう、知見や経験の蓄積に取り組むこと。

- 関連施策** ＜新規採用者研修＞
 ＜10年目経験者研修＞
 ＜課題別実践研修＞
 ＜障がい児加配教員の配置＞

- 関係資料等** ＜医療的ケア実施ガイドライン（高槻市）＞

（2）異年齢児学級保育の充実

＜具体的目標＞

- ① 異年齢児学級保育の中で自尊感情・自己有用感等、豊かな心を育む。
- ② 年齢別活動等にも取り組み、学年の育ちの保障に努める。

< 指 示 事 項 >

- (ア) 異年齢児の触れ合いの中で、心の育ち・人とかかわる力の育成を目指すとともに、発達の過程に応じた指導の充実に努めること。
- (イ) 学級及び学年の枠を超えて、一人一人が刺激し合い育ち合うよう、教職員の連携を密に図ること。
- (ウ) 3歳児から就園する幼稚園及び認定こども園においては、入園までの子ども達の生活経験がそれぞれ異なることに配慮し、また一人一人の発達の過程を把握して、適切な指導や安全・安心な環境の構成に努めること。

(3) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続

< 具体的目標 >

- ① 認定こども園、幼稚園及び保育所の相互理解の推進と体制の確保、及び幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る。

< 指 示 事 項 >

- (ア) 子ども達の豊かな成長発達を目指し、就学前児童の保育と教育の連携を推進すること。
- (イ) 幼、小が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有する等、連携を図り、教育目標やカリキュラムの交流及び生活科等による園児と小学生との合同活動等を年間計画に位置付け、円滑な接続を図ること。
- (ウ) 施設間連携や保、幼、小連携のコーディネーターとしての役割を果たし、全ての子どもが小学校に円滑に接続できるように努めること。

関連施策

<保・幼・認定こども園・小・中交流>
<初任者研修（異校種（小学校）体験）>

【幼児期の終わりまでに育ってほしい姿】

- (1)健康な心と体 (2)自立心 (3)共同性 (4)道徳性・規範意識の芽生え (5)社会生活との関わり
(6)思考力の芽生え (7)自然との関わり・生命尊重 (8)数量や図形、標識や文字等への関心・感覚
(9)言葉による伝え合い (10)豊かな感性と表現

(4) 地域における子育て・家庭教育の拠点としての機能の充実

< 具体的目標 >

- ① 保護者が子どもに対する理解を深め、子育て力が高まるような支援を進め、地域の幼児教育センターとしての役割を担う取組の推進に努める。

< 指 示 事 項 >

- (ア) 園庭開放・子育て相談・子育て講座・3歳児クラブ等未就園児の親子登園日・絵本貸出等、子どもふれあいルームを有効に活用しながら、積極的に子育て支援を行い、親と子の育ちの場及び地域の幼児教育センターとしての役割を果たすよう努めること。

- (イ) 子育て相談や子育てに関する情報の発信等に加えて、保護者同士の交流の機会を提供したりする等、保護者が園と共に子どもを育てるという意識が高まるようにすること。
- (ウ) 地域や保護者との連携に努め、子育て支援ボランティアの育成に取り組むこと。
- (エ) 必要に応じて、障がいのある子どもへの支援や虐待防止を推進し、専門機関との連携を図ること。

関連施策

<子育て支援事業>

目標 2 - 2 家庭力の向上

家庭教育は全ての教育の出発点であり、子どもの基本的な生活習慣や豊かな情操、他者に対する思いやりや命を大切にする気持ち等を養う上で、最も重要な役割を担う。基本的な生活習慣、規範意識等を身に付けることは、人と関わり生活したり、生涯を通じて学んだりする上で、大変重要である。

子どもの教育について、保護者は第一義的責任を有し、子どもが安心できる家庭環境づくりが求められる。一方、近年の家庭環境の多様化に伴い、子育てについての不安や孤立を感じる家庭等、家庭教育を行う上での課題が指摘されており、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが求められている。

学校や、子育て経験者をはじめとした地域人材等、地域の多様な主体が連携・協力して、親子の育ちを応援、支援する。

1 家庭教育の推進

< 具体的目標 >

- ① P T A の円滑な活動を図るため、P T A と協働して研修会等を実施する。
- ② 各学校園において、保護者が子育てや家庭教育について学ぶ機会を P T A や保護者と協働して提供する。
- ③ 保護者同士や地域の人と子育てについて学ぶ「親学習」を推進する。

関連施策

< 家庭教育推進事業 >

2 P T A との協働と活動支援 ※「1 家庭教育の推進」として実施

3 福祉機関等との連携

< 具体的目標 >

- ① 福祉的な支援が必要な子どもやその家庭については、関係各課や他機関等との連携の一層の充実を図り、適切な援助・支援を行う。

関係資料等

< 「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について」(文部科学省・子ども家庭庁・厚生労働省) >

目標 2 - 3 地域力の向上

地域は、さまざまな役割を持つ異なる年齢層の人々で構成されている。そして、子どもは、多様な目的を持つ集団活動に参加することで、自己肯定感や社会参画意識を高めるとともに、自然や優れた文化、芸術、伝統に触れ、豊かな体験をすることができる。

また、地域においては、家庭や学校と目標を共有し、人と人がつながり、協働しながら子どもを育む場となることが求められている。コミュニティ・スクールの仕組みを有効に活用し、保護者や地域が学校と連携・協力して取組を推進する。

1 地域等との協働の推進

< 具体的目標 >

- ① 全ての中学校区において、地域・家庭・学校が連携・協働して、地域全体で子どもの成長を支える地域学校協働活動を、学校運営協議会制度と一体的に取り組み、学校を核とした地域づくりを目指す。
- ② 地域の参画を得て、子ども達の生きる力を育む体験や活動ができる放課後子ども教室を実施する。
- ③ セーフティボランティアへの登録及び「こども見守り中」の旗の掲示協力等、子どもを見守る安全活動への市民参画を推進する。
- ④ 学校、地域、警察、行政が情報を共有する場である「地域安全センター」の活動を支援する。

関連施策

< 学校運営協議会事業 >

< 地域学校協働活動推進事業 >

< 放課後子ども教室推進事業 >

2 青少年健全育成の推進

※令和5年8月の機構改革により市長部局へ移管

3 公民館・図書館の充実

※令和5年8月の機構改革により市長部局へ移管

